

燃料油サンプリングポイントに関する事項

改正規則等

海洋汚染防止のための構造及び設備規則
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領
(外国籍船舶用)

改正理由

MARPOL 条約附属書 VI 第 14 規則においては、船舶から放出される硫黄酸化物による大気汚染の防止を目的とし、船舶で使用される燃料油中に含まれる硫黄分濃度の上限値を規定している。これに加えて、船上で使用される燃料油の代表サンプルの採取箇所を設置又は指定についても義務付けており、本会も既に当該要件を関連規則に取入れている。

この度、IACS メンバーより燃料油の代表サンプルの採取箇所に関する要件の適用対象船舶が不明確との指摘があり、これを明確化する統一解釈案を第 9 回汚染防止・対応小委員会 (PPR 9) へ提出した。議論の結果、当該要件の対象船舶は国際航海に従事する総トン数 400 トン以上の船舶 (掘削装置及びその他のプラットフォームを含む) であることが明確との意見が多数の支持を受け、IACS 提案の統一解釈案は合意されなかった。

今般、PPR 9 の審議結果に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

燃料油の代表サンプルの採取箇所に関する要件の対象船舶を国際航海に従事する総トン数 400 トン以上の船舶 (掘削装置及びその他のプラットフォームを含む) とするよう改めた。

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則」の一部を次のように改正する。

2 編 検査

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.3 構造及び設備の検査*

-5.を次のように改める。

-5. 総トン数 400 トン以上の船舶，すべての海洋資源掘削船及びその他のプラットフォームからの大気汚染防止のための設備に対して，次に掲げる項目の検査を行う。ただし，~~(2)(b)及び(3)~~ ~~((a)を除く。)~~ ~~及び(6)~~の検査については，すべての船舶について行う。

(1)から(5)は省略

(6) 使用される燃料油の代表サンプル（使用中サンプル）の採取箇所 （国際航海に従事する場合に限る。）

燃料油の代表サンプル（使用中サンプル）の採取箇所が設置又は指定されていること
の確認。

3章 定期的検査

3.1 年次検査

3.1.2 構造及び設備の検査*

-4.を次のように改める。

-4. 総トン数 400 トン以上の船舶，すべての海洋資源掘削船及びその他のプラットフォームからの大気汚染防止のための設備に対して，次に掲げる項目の検査を行う。ただし，**(3)(b)及び(7)**の検査については，すべての船舶について行う。

((1)から(6)は省略)

(7) 使用される燃料油の代表サンプル（使用中サンプル）の採取箇所（国際航海に従事する場合に限る。）

燃料油の代表サンプル（使用中サンプル）の採取箇所が設置又は指定されていることの確認。

3.2 中間検査

3.2.2 構造及び設備の検査*

-4.を次のように改める。

-4. 総トン数 400 トン以上の船舶，すべての海洋資源掘削船及びその他のプラットフォームからの大気汚染防止のための設備に対して，**3.1.2-4.**に定める項目の検査（**3.1.2-4.(3)(b)及び(7)**の検査については，すべての船舶を対象とする。）に加えて次に掲げる項目の検査を行う。

船舶発生油等焼却設備について，内部の状態が良好であることの確認並びに関連するポンプ，管及び管取付け物の衰耗に関する検査。

3.3 定期検査

3.3.2 構造及び設備の検査*

-5.を次のように改める。

-5. 総トン数 400 トン以上の船舶，すべての海洋資源掘削船及びその他のプラットフォームからの大気汚染防止のための設備に対して，**3.2.2-4.**に定める検査（**3.1.2-4.(3)(b)及び(7)**の検査については，すべての船舶を対象とする。）を行う。

8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備

2 章 船舶からの大気汚染防止のための設備

2.2 硫黄酸化物及び粒子状物質（附属書 VI 第 14 規則関連）

2.2.2 を次のように改める。

2.2.2 使用中の燃料油の採取箇所*

-1. 2022 年 4 月 1 日以降に建造開始段階にあり、かつ~~本会が必要と認める~~国際航海に従事する総トン数 400 トン以上の船舶（海洋資源掘削船及びその他のプラットフォームを含む）には、本会が適当と認める指針を考慮し本船上で使用される燃料油の代表サンプル（使用中サンプル）の採取箇所を設置又は指定しなければならない。

-2. 2022 年 4 月 1 日前に建造開始段階にある船舶であり、かつ~~本会が必要と認める~~国際航海に従事する総トン数 400 トン以上の船舶（海洋資源掘削船及びその他のプラットフォームを含む）には、2023 年 4 月 1 日以降の最初の定期検査までに、前-1.に規定する採取箇所を設置又は指定しなければならない。

-3. 前-1.及び-2.の要件は、船舶の推進又は運航のための燃焼を目的とする低引火点燃料の燃料油供給装置に適用する必要はない。

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備

2 章 船舶からの大気汚染防止のための設備

2.2 硫黄酸化物及び粒子状物質（附属書 VI 第 14 規則関連）

2.2.2 を次のように改める。

2.2.2 使用中の燃料油の採取箇所

~~1. 規則 8 編 2.2.2-1 及び 2 にいう「本会が必要と認める船舶」とは、主管庁により必要と認められた全ての船舶をいう。~~

~~2.~~ 規則 8 編 2.2.2-1 にいう「本会が適当と認める指針」とは、“2019 Guidelines for On Board Sampling for the Verification of the Sulphur Content of the Fuel Oil Used On Board Ships (MEPC.1/Circ.864/Rev.1)”（その後の改正含む）をいう。